（法務委員会）

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額等の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二、その他の改定

一般の政府職員の例に準じて、高等裁判所長官に転居手当を支給する。

三、施行期日等

一は、公布の日から施行し、一による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、令和八年四月一日から適用する。二は、令和九年四月一日から施行する。